

「ヘルプカード」をご活用ください

ヘルプカードとは

障がいのある方など、普段の生活で配慮を必要としている方の中には、「困っている」ことを周囲に伝えられないことがあります。

ヘルプカードはそうした方が、困ったときに助けを求めやすくするためのもので、「手助けが必要な人」と「手助けする人」を結ぶカードです。

「支援してほしいこと」や「緊急連絡先」などを記入したヘルプカードを外出時に持ち歩き、緊急時や災害時、日常で困ったときに周囲の人に見せることによって、必要な支援を受けることができます。

対象となる方

障がいのある方、難病の方、認知症のある方、妊娠初期の方など、周囲のお手伝いが必要な方（障害者手帳等の有無を問いません）

こんなときに役に立ちます

災害時 ・避難場所で過ごすとき

緊急時 ・道に迷ってしまったとき
・パニックや発作、病気のとき

日常時 ・ちょっとした手助けが欲しいとき

※ヘルプカードは、市ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

市介護福祉課

☎ 32・3507 / FAX 35・0272




住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のお知らせ

確認書の返送はお済みですか？ 受付は5月18日まで

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援が受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円を給付しています。

住民税非課税世帯に対する給付金の対象世帯には確認書を2月18日に発送していますが、確認書の受付期限は5月18日(水)となっていますので、確認書の返送がまだお済みでない方は忘れずにご返送ください。

また、住民税非課税世帯に該当しない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税水準以下となる家計急変世帯も給付金の支給対象となります。家計急変世帯に対する給付金の申請受付期間は9月30日(金)までです。

詳しくは、市ホームページまたは臨時特別給付金コールセンターまでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

◎市臨時特別給付金担当 ☎ 38・7007

(コールセンター受付:午前9時～午後5時15分、平日のみ) / FAX 32・3738

Mail:kyufukin@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

◎内閣府コールセンター ☎ 0120・526・145
(受付:午前9時～午後8時、土日祝含む)

「小松島市創業促進事業補助金」のご案内

小松島市内で新たに創業を行う方に対して、その創業等に要する経費の一部を補助します。

【対象者】小松島市内で新たに創業を行う個人の方、会社の代表者の方

※「第二創業を行う方」「創業して1年以内の方」も含まれます。

【募集期間】5月9日(月)から6月10日(金)まで

【対象経費】①創業に必要な官公庁への書類作成等に係る経費 ②設備費(リース・レンタルで調達するものに限る。) ③広報費 ④感染症防止対策等に係る費用 ⑤原材料費

【補助金額】対象経費の1/2以内(補助上限50万円)

※詳しくは、市ホームページに掲載している「募集要領」をご確認ください。申請書類の様式等はホームページよりダウンロードください。

【お問い合わせ先】市商工観光課

☎ 32・3809 / FAX 33・0938

Mail:syoukou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

令和5年度の立江幼稚園入園児の 新規募集停止について

立江幼稚園は、近年の園児数の減少により、令和5年度入園希望から新規募集を停止させていただくこととなりました。

市民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

立江幼稚園の園児数の推移(人)			
	令和2年度 (5月1日現在)	令和3年度 (5月1日現在)	令和4年度 (4月1日現在)
年少児	2	4	1
年長児	7	2	4

【お問い合わせ先】

市教育委員会教育政策課

☎ 32・3813 / FAX 32・2126

Mail:kyouikuseisaku@city.komatsushima.
i-tokushima.jp